

平成 14 年 9 月 17 日
(社)日本監査役協会

「企業統治に関する商法等改正法」施行後における 監査役の実務対応状況調査結果コメント

調査目的

本調査は、平成 14 年 5 月 1 日に施行された「企業統治に関する商法等改正法」における監査役の実務対応状況を把握することを目的に、株主総会が改正法施行直後にあたる 5 月・6 月開催の日本監査役協会会員会社を対象に実施したものである。

調査概況

本年 6 月 17 日時点で当協会に入会している 2 月・3 月決算会社 (3,428 社) を対象に調査用紙を郵送配布した結果、2,513 社から回答を得た (73.3%の回収)。

1. 「企業統治に関する商法等改正」については、積極的に評価をする会社が多い。

今回の改正によって、監査役制度が「十分強化された」と考える会社が 7 割を占め、「強化されたがさらに強化すべき」を合わせると、8 割以上の会社が、「強化された」と回答しており、今回の改正を積極的に評価していると考えられる。【問 17】

2. 監査役に新たに付与された監査役の選任に関する監査役会の同意権等の行使状況について

① 監査役選任に関する同意については、8 割の会社で、監査役候補者決定の取締役会より前に「社長から打診があった」と回答している。

今年の株主総会で監査役の選任があった会社は、「1,302 社 : 51.8%」であり、その監査役候補者について、社長から事前に文書、口頭を問わず、何らかの形で打診があった会社は、8 割に達している。このことから新たに法定された監査役会の同意権については、各社で重く受け止められていることがうかがえる。【問 13】

なお、選任についての監査役会の同意時期は、「監査報告書作成のための監査役会」が約半数を占め、「監査報告書作成のための監査役会より前に開催した監査役会」で同意をした会社は 2 割あり、取締役会で、監査役候補者を決定する以前に監査役会で同意をしている会社は、合計で 67.7%にのぼる (監査役会の同意自体は、候補者決定の取締役会後であったが、社長より事前打診があったと思われる会社は 13.9%)。【問 13】

② 監査役の辞任に関し、総会意見陳述を行った会社は、29 社であった。

辞任監査役がいた会社は、「874 社 (34.8%)」(辞任時期は「今年の定時株主総会をもって」が 73.7%) であり、そのうち辞任に関して、辞任監査役または他の監査役が総会において意見陳述を行った会社は、「29 社 (3.3%)」であったことに注目したい。なお、意見陳述の内容については今回調査をしていない。【問 12】

③ 監査役の取締役会への出席義務及び意見陳述義務については、改正前から「出席し、活発に発言している」という会社が6割強を占める。

改正に対応した取締役会における監査役の発言状況の変化については、「以前から活発に発言しており、変化はない」と回答した会社が「1,567社(62.4%)」あり、全体の約6割の会社が、意見陳述を成し得るための環境整備について、「執行部に要請をするまでもなく整っている」と回答している。(「要請した」と回答した25.6%の中では、意見を述べるために最低限必要な「取締役会資料等の事前配付」の要請が最も多い)【問9】【問10】

取締役会の資料等は、6割の会社で事前配付されており、そのうち監査役会で事前に検討されているのは4割強であるが、事前配付された後に、監査役会を開催できる会社はそれほど多くないと思われ、この4割強という数字は、多いと考えられる。【問10】

なお実際は、事前に資料を入手した監査役が各々取締役会の資料等を検討していると推測される。

3. 自主的に、「社外」を強化する傾向が見られる。

今年の株主総会で監査役を選任が「あった」会社51.8%のうち、社外監査役は、71.1%の会社で選任されており、そのうちの92.4%の会社では、改正商法に基づく、厳格化された資格を具備した社外監査役(過去に当該会社及び子会社の取締役または使用人でなかった者)が選任されている。【問13】

また社外取締役についても、今年の株主総会において「新たに選任した」会社が、社外取締役がいる会社「1,416社:56.3%」のうち、「283社(20.0%)」であり、各社において、「社外」を強化する動きが進んでいると言えよう。【問16】

4. 「企業統治に関する商法等改正法」施行に関連して、今年の定時株主総会で行われた定款変更事項について【問14】

取締役等の責任軽減を取締役会で行うための定款変更を行った会社

「149社(5.9%)」

社外取締役との間の責任限定契約に関する定款変更を行った会社「77社(3.1%)」

なお、社外取締役がいる会社「1,416社(56.3%)」のうち、の定款変更を行った会社は、「60社(4.2%)」である。なお17社では、現在社外取締役がいないが、将来選任することに備えて、定款変更を行っている。

今年の株主総会において任期3年を4年に定款変更した会社「951社(37.8%)」

5. 商法抜本改正(平成15年4月施行)における「委員会等設置会社」と「監査役制度」の選択について【問18】

「委員会等設置会社を選択する。13社:0.5%」

「監査役制度を選択する。1,674社:66.6%」

「まだ分からない。813社:32.4%」

以上

平成 14 年 9 月 17 日

「企業統治に関する商法等改正法」施行後における 監査役の実務対応状況調査結果

() 内の数字は、上場会社の比率

調査の目的	平成 14 年 5 月 1 日に施行された「企業統治に関する商法等改正法」に対する監査役の実務対応の実情を把握する目的で実施した。
調査対象	日本監査役協会会員 2 月・3 月決算会社 2 月 / 165 社 3 月 / 3,263 社 計 3,428 社
調査方法	郵送配付、郵送回収
回収数	有効回収数 2,513 社 < 回収率 73.3% >
調査期間	平成 14 年 6 月 25 日 ~ 7 月 25 日
調査主体	社団法人 日本監査役協会
I 会社の概要	
問 1 資本金	1 億円以下 1.9 (0.0) % 1 億円超 5 億円未満 7.0 (0.6) % 5 億円以上 10 億円未満 11.3 (5.0) % 10 億円以上 30 億円未満 24.0 (20.3) % 30 億円以上 50 億円未満 12.1 (13.5) % 50 億円以上 100 億円未満 15.1 (20.2) % 100 億円以上 200 億円未満 12.5 (17.6) % 200 億円以上 500 億円未満 9.5 (13.4) % 500 億円以上 1,000 億円未満 3.3 (5.1) % 1,000 億円以上 3.1 (4.4) % 相互会社・特殊法人等 0.3 (0.0) %
問 2 上場の有無	一部上場 40.4 (71.3) % 二部上場 15.4 (27.3) % 地方単独・新二部上場 0.8 (1.4) % 店頭上場 7.6% マザーズ・ナスダック等上場 0.7% 未公開会社 35.1%
問 3 商法特例法上の区分	大会社 92.7 (98.2) % 中会社 4.5 (0.3) % 小会社 1.3%
問 4 主業種 (6 区分)	製造業 44.2 (56.8) % 建設・不動産業 10.3 (9.8) % 商社・サービス・商業 21.3 (16.6) % 金融 10.9 (8.1) % 運輸・通信・エネルギー 11.3 (7.8) % その他 1.8 (0.6) %
問 5 決算月	2 月決算 4.4 (4.6) % 3 月決算 95.6 (95.4) %
問 6 株主数	100 人未満 25.1 (0.1) % 100 人以上 500 人未満 9.6 (3.5) % 500 人以上 1,000 未満 9.0 (8.4) % 1,000 人以上 2,000 人未満 10.2 (12.4) % 2,000 人以上 5,000 人未満 14.9 (22.7) % 5,000 人以上 10,000 人未満 11.5 (19.4) % 10,000 人以上 20,000 人未満 9.4 (15.8) % 20,000 人以上 50,000 人未満 5.6 (9.7) % 50,000 人以上 4.2 (7.5) % その他・相互会社等 0.3%

II 実務対応

問7「企業統治に関する商法等改正法」についての監査役または執行部門からの説明有無
＜回答2,513社＞

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1 執行部門が取締役会等で説明をした | 39.1 (46.9) % |
| 2 監査役が取締役会等で説明をした | 33.9 (33.2) % |
| 3 執行部門が文書により社内での周知徹底に努めた | 8.2 (8.9) % |
| 4 監査役が文書により社内での周知徹底に努めた | 12.6 (10.0) % |
| 5 監査役は趣旨・概要の説明等は何もしなかった | 17.7 (16.1) % |
| 6 執行部門は趣旨・概要の説明等は何もしなかった | 14.2 (12.4) % |
| 7 その他 | 8.7 (8.7) % |

問7-2 「企業統治に関する商法等改正と監査役の実務対応（案）」の利用・活用有無
＜問7で「1~4」回答1,908社＞

- | | | | |
|--------|---------------|-----------|---------------|
| 1 利用した | 68.0 (65.1) % | 2 利用しなかった | 29.7 (32.6) % |
|--------|---------------|-----------|---------------|

問7-3 「企業統治に関する商法等改正と監査役の実務対応（案）」の役立ち度
＜問7で「利用した」回答1,298社＞

- | | | | |
|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 1 大変役に立った | 77.5 (75.5) % | 2 ある程度役に立った | 22.0 (24.2) % |
| 3 あまり役に立たなかった | 0.1 (0.0) % | | |

問8 商法等改正への対応について、監査役と社長との懇談有無＜回答2,513社＞

- | | | | |
|-------|---------------|----------|---------------|
| 1 行った | 44.0 (47.5) % | 2 行わなかった | 53.5 (50.4) % |
|-------|---------------|----------|---------------|

問8-2 社長と監査役の懇談内容＜問8-1で「行った」回答1,106社＞

- | | |
|---|---------------|
| 1 当社の監査役構成 | 57.1 (63.3) % |
| 2 社外監査役的位置付け、役割 | 37.6 (42.1) % |
| 3 社外資格厳格化監査役を半数以上とする時期 | 32.5 (41.3) % |
| 4 株主代表訴訟の改正に伴う自社の内部統制の整備 | 22.0 (25.3) % |
| 5 組織体制・企業倫理の徹底・定着について | 34.9 (34.4) % |
| 6 監査役の情報アクセスについての環境整備 | 14.1 (12.6) % |
| 7 取締役会決議による取締役の責任軽減や社外取締役との責任限定契約を締結するための定款変更 | 49.8 (56.3) % |
| 8 その他 | 10.5 (8.7) % |

問9 監査役を取締役会への出席及び意見陳述についての義務化に伴う、監査役の執行部に対する要請状況＜回答2,513社＞

- | | | | |
|---------------------------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 1 要請した | 25.6 (26.4) % | 2 要請したいと考えたがしていない | 11.8 (11.3) % |
| 3 要請の必要はない（問9-2の事項はすべて整っているため）のでしていない | 59.5 (59.7) % | | |

問9-2 監査役の執行部に対する要請事項＜問9で「要請した」回答644社＞

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| 1 取締役会で監査役の意見陳述がし易いような雰囲気作りを要請した | 26.2 (27.7) % |
| 2 取締役会の議案及び資料等の事前配布を要請した | 65.2 (65.2) % |
| 3 常務会・経営会議等に参加していないため、出席又は資料回付を要請した | 15.5 (16.2) % |
| 4 取締役会議事録の記載方法の再検討を要請した | 22.8 (23.1) % |
| 5 その他 | 11.6 (11.2) % |

問 10 監査役の取締役会への出席及び意見陳述についての義務化に伴う、

① 取締役会での監査役の発言状況の変化<回答 2,513 社>

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1 以前から活発に発言しており変化はない | 62.4 (63.3) % |
| 2 以前より活発に発言するようになった | 12.3 (12.8) % |
| 3 以前より発言しなくなった | 0.5 (0.4) % |
| 4 以前から発言しておらず、変化ない | 22.4 (21.1) % |

② 取締役会の審議資料等の事前配布有無<回答 2,513 社>

- | | | | |
|-----------|---------------|------------|---------------|
| 1 配付されている | 60.9 (59.0) % | 2 配付されていない | 37.5 (39.4) % |
|-----------|---------------|------------|---------------|

③ 審議資料等の監査役会での事前検討有無<②で「配付されている」回答 1,530 社>

- | | | | |
|----------|---------------|-----------|---------------|
| 1 検討している | 43.3 (44.8) % | 2 検討していない | 54.9 (53.9) % |
|----------|---------------|-----------|---------------|

問 11 商法改正による「監査役会規則」や「監査役監査規程」等の改定実施について
<回答 2,513 社>

- | | | | |
|--------------------|---------------|-------------|---------------|
| 1 行った | 46.8 (50.7) % | 2 今後改定を行う予定 | 37.4 (38.6) % |
| 3 改定を行う予定はない | 12.1 (9.1) % | | |
| 4 監査役監査規程等は制定していない | 2.8 (0.8) % | | |

問 12 「監査役の辞任に関する意見陳述権」について

① 昨年の定時株主総会以降、今年の定時株主総会終結までに辞任をした監査役の有無
<回答 2,513 社>

- | | | | |
|------|---------------|---------|---------------|
| 1 いた | 34.8 (32.1) % | 2 いなかった | 64.9 (67.6) % |
|------|---------------|---------|---------------|

② 辞任した時期について<①で「いた」回答 874 社>

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 1 昨年の定時株主総会以降、今年の定時総会前に期中辞任 | 20.0 (17.3) % |
| 2 今年の定時株主総会をもって辞任(任期満了前に辞任) | 73.7 (78.3) % |
| 3 1と2両方に該当する監査役がいた | 5.5 (3.7) % |

③ 辞任した監査役に対する、今年の定時株主総会開催通知(意見陳述の有無の確認)の有無<①で「いた」回答 874 社>

- | | | | |
|------|---------------|---------|---------------|
| 1 した | 72.8 (73.2) % | 2 しなかった | 24.6 (24.3) % |
|------|---------------|---------|---------------|

④ 辞任した監査役の「辞任に関する意見陳述の有無<①で「いた」回答 874 社>

- | | | | |
|-------|-------------|----------|---------------|
| 1 述べた | 3.3 (0.4) % | 2 述べなかった | 95.3 (98.0) % |
|-------|-------------|----------|---------------|

問 13 「監査役の選任に関する監査役会の同意権及び提案請求権」について

① 今年の定時株主総会での監査役選任の有無<回答 2,513 社>

- | | | | |
|-------|---------------|--------|---------------|
| 1 あった | 51.8 (50.9) % | 2 なかった | 47.7 (48.7) % |
|-------|---------------|--------|---------------|

② 今年の定時株主総会で社外監査役選任の有無<①で「あった」回答 1,302 社>

- | | | | |
|-------|---------------|--------|---------------|
| 1 あった | 71.1 (65.6) % | 2 なかった | 28.1 (34.0) % |
|-------|---------------|--------|---------------|

③ 選任された社外監査役について<②で「あった」回答 926 社>

- | | |
|--|---------------|
| 1 旧商法特例法第 18 条 1 項(「監査役就任後 5 年を経て再任された社内出身監査役」)に該当する監査役が選任された | 5.9 (7.8) % |
| 2 新商法特例法第 18 条 1 項「就任前に会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人となったことがない」に該当する監査役が選任された | 92.4 (90.9) % |

④ 監査役候補者についての社長からの事前打診有無<①で「あった」回答 1,302 社>

- | | | |
|---|--------------------|---------------|
| 1 | 社長より文書にて打診があった | 20.8 (22.7) % |
| 2 | 社長より口頭にて打診があった | 46.0 (46.7) % |
| 3 | 社長より文書及び口頭にて打診があった | 13.9 (15.7) % |
| 4 | その他 | 5.3 (4.6) % |
| 5 | 事前の打診はなかった | 9.1 (6.9) % |

⑤ 監査役を選任について監査役会の同意が行われた時期<①で「あった」回答 1,302 社>

- | | | |
|---|-----------------------------|---------------|
| 1 | 監査報告書作成のための監査役会より前に開催した監査役会 | 18.8 (23.8) % |
| 2 | 監査報告書作成のための監査役会 | 48.9 (55.1) % |
| 3 | 定時株主総会提出議案決定のための取締役会後の監査役会 | 18.1 (12.6) % |
| 4 | その他 | 8.0 (3.9) % |

⑥ 同意についての審議結果<①で「あった」回答 1,302 社>

- | | | |
|---|---------------------------|---------------|
| 1 | 監査役会として候補者全員について同意した | 91.6 (95.3) % |
| 2 | 一部の監査役が特定候補者に不同意であった | 0.3 (0.6) % |
| 3 | 監査役会として候補者の一部については不同意であった | 0.0 (0.0) % |
| 4 | 監査役会として候補者の全部について不同意であった | 0.2 (0.0) % |
| 5 | その他 | 2.3 (0.6) % |

⑦ 不同意後の対応について

監査役会として候補者の一部、もしくは全部について不同意であった会社は 2 社のみ

⑧ 監査役会決議の後の同意の意思表示について<①で「あった」回答 1,302 社>

- | | | |
|---|----------------------------------|---------------|
| 1 | 社長に対し同意した旨の文書を提出した | 48.7 (53.2) % |
| 2 | 社長に対し同意した旨の文書を作成し、提出と同時に口頭説明も行った | 11.2 (13.7) % |
| 3 | 社長に対し同意した旨を口頭のみで伝えた | 16.2 (14.4) % |
| 4 | 同意した旨を監査役会の議事録に記載したのみ | 12.1 (10.2) % |
| 5 | その他 | 3.9 (3.2) % |

⑨ 監査役選任議案に対する監査役会の同意を得ている旨の、定時株主総会招集通知の記載有無<①で「あった」回答 1,302 社>

- | | | | | | |
|---|------|---------------|---|---------|--------------|
| 1 | 記載した | 74.6 (88.7) % | 2 | 記載しなかった | 16.3 (5.8) % |
|---|------|---------------|---|---------|--------------|

問 14 「企業統治に関する商法等改正法」施行に関連して、今回の定時株主総会で定款変更を行ったか。<回答 2,513 社>

- | | | |
|---|------------------------------|---------------|
| 1 | 監査役任期伸長に伴う定款変更 | 37.8 (37.6) % |
| 2 | 取締役・監査役責任軽減を取締役会決議で行うための定款変更 | 5.9 (7.3) % |
| 3 | 社外取締役との間の責任限定契約に関する定款変更 | 3.1 (3.6) % |
| 4 | 定款変更は行わなかった | 55.7 (56.0) % |
| 5 | その他 | 5.6 (5.5) % |

問 15 今年の定時株主総会前と総会後の監査役人数の構成<回答 2,513 社>

◎ 監査役総数については、「3 人以下」から「4 人以上」に増員した会社が 45 社（1.8% 増）あった。

<総会前 の監査役総数>

1	1 人	1.2 (0.0) %	2	2 人	3.3 (0.1) %	3	3 人	48.2 (32.6) %
4	4 人	43.1 (61.0) %	5	5 人以上	4.1 (6.2) %			

<総会后 の監査役総数>

1	1 人	1.1 (0.0) %	2	2 人	2.9 (0.1) %	3	3 人	46.8 (30.1) %
4	4 人	44.1 (62.2) %	5	5 人以上	4.9 (7.3) %			

◎ 構成については常勤社内監査役が減員し、非常勤社外監査役が増員した傾向が見られる。

常勤社内監査役「2 人以上」の会社が、30 社減員した（1.2%減）

非常勤社外監査役「2 人以上」の会社が、60 社増員した（2.4%増）

問 16 ① 社外取締役の有無<回答 2,513 社>

※社外取締役の定義 「業務を執行しない取締役で、過去にその会社または子会社の業務執行を行ったことがなく、または支配人その他の使用人になったこともなく、現在もそういう地位にある方」（商法第 188 条②七ノ二）

1	いる	56.3 (49.1) %	2	いない	43.5 (50.7) %
---	----	---------------	---	-----	---------------

社外取締役の人数<「いる」回答 1,416 社>

1	1 人	29.6 (35.4) %	2	2 人	24.4 (25.1) %	3	3 人	11.1 (8.6) %
4	4 人	4.6 (2.7) %	5	5 人以上	8.2 (1.7) %			

② 本年の定時総会での社外取締役の選任状況<「いる」回答 1,416 社>

1	新たに選任した	20.0 (19.9) %
2	従前からいるが改選した	31.1 (25.6) %
3	本年は選任していない	47.9 (53.6) %

問 17 監査役制度の機能強化の面からの、「企業統治に関する商法等改正」の評価

<回答 2,513 社>

1	十分強化した	69.7 (71.4) %	2	強化されたが、さらに強化すべき	14.3 (13.9) %
3	強化されていない	11.9 (10.8) %			

問 18 「商法抜本改正」における委員会等設置会社（監査委員会制度）と監査役制度の選択について <回答 2,513 社>

1	委員会等設置会社を選択する<予定含む>	0.5 (0.6) %
2	現行監査役制度を選択する<予定含む>	66.6 (65.9) %
3	まだ分からない	32.4 (33.3) %

以 上